

平成26年度組織・定員要求について

平成25年8月
農 林 水 産 省

平成26年度組織・定員要求については、「攻めの農林水産業」を具体化するための施策の推進をはじめとする農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応し得るよう、以下のような事項を重点として所要の体制整備を図る。

1 農林水産・食品産業のグローバル展開を促進するための体制の整備

農林水産・食品産業による輸出・海外展開を促進するため、食料産業局産業連携課に「グローバル展開室」（仮称）及び「海外規制対策室」（仮称）を設置するなど、諸外国における輸入規制への対処、国内基準の国際標準化等を図るための体制を整備する。

2 農林水産物・食品の高付加価値化等を推進するための体制の整備

「強み」のある農産物の創出を促進するため、食料産業局新事業創出課に「植物新品種活用推進室」（仮称）を設置するなど、海外からの遺伝資源獲得の円滑化等による育種力の強化、知的財産の戦略的な保護・活用の加速化、異業種連携の推進等に向けた体制を整備する。

3 動植物検疫・漁業取締体制の強化

動植物検疫の円滑かつ的確な実施を確保するため、動物検疫所及び植物防疫所の体制強化を図るとともに、水産庁資源管理部管理課に「首席漁業監督指導官」（仮称）を設置するなど、外国漁船等の監視・取締体制を強化する。

4 その他

- （1）農地中間管理機構（仮称）の創設等による担い手への農地集積の加速化や国土強靱化に資する農業基盤の整備を推進するための体制を整備する。
- （2）国際交渉に的確に対応するための体制の強化を図る。
- （3）東日本大震災・福島原発事故からの復興を着実に推進するための体制の強化を図る。
- （4）情報セキュリティ体制の強化を図る。